

府中市生涯学習審議会（平成25年度第1回）会議録

1 日 時 平成25年4月8日（月）午後2時～4時

2 場 所 府中駅北第2庁舎 3階第1会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員13名

石田 和男、井上 治男、大谷 久知、木内 直美、澤井 幸子、茂田 嘉彦、
設楽 厚子、芝 喜久子、鈴木 映子、田野倉 晴美、寺谷 弘壬、三宅 昭、
山内 啓司

※小林 繁委員は欠席

（2）職員4名

後藤文化スポーツ部長、矢ヶ崎生涯学習スポーツ課長、市ノ川学習推進係長、
林事務職員

4 開会

（1）部長あいさつ

平成15年度に府中市社会教育委員の会議、府中市公民館運営審議会、府中市生涯学習推進協議会の3つの会を統合して生涯学習審議会となり、今期で第6期となる。審議会の定員15名のうち、再任9名、新任5名となっており、3分の1の方には新たに委員をお願いする。残りの1名は近日に開催される校長会から選出される予定である。平成27年3月までの2年間、よろしく願います。

平成21年度から実施している「第2次府中市生涯学習推進計画」は、この第6期の中に、折り返しの5年目・6年目を迎える。次回、5月の審議会で教育長からの諮問を受け、その内容に基づいて2年間の審議をいただき、審議会としての答申を作成していただくこととなる。

本市の生涯学習行政及び審議会においては、「学び返し」というキーワードを掲げている。「学び返し」とは、「学ぶ」だけではなく、自らが学んだことを地域に活かすことによって「返す」、知識を循環させることを目指すものであり、そのことを踏まえながら活発なご審議をしていただきたい。

（2）委嘱状について

机上配布について説明。

（3）事務局の紹介

（省略）

(4) 委員自己紹介

- 初めて市の公式な委員会に参加する。退職してから2年経ち、そろそろ何かをしなければと考えていたところ、生涯学習審議会委員の募集を知り、自分の経験を還元したいと思い応募した。新参なので、よろしくお願ひしたい。
- 公募委員として選任された。府中で税理士をして40年になる。そろそろ引退しようかと考えているが、そうすると人との繋がりがなくなり、これからどう生きようかという問題になる。生涯学習という分野はそういう意味でも重要であると思うし、私自身のことでもあるので、この審議会でお役に立てればと思う。
- 私も新参なのでよろしくお願ひしたい。選出母体は府中市体育協会で、皆様には日頃より大変お世話になっている。前期まで委員を務めた比留間の後任として、よろしくお願ひしたい。
- NPO法人府中市民活動センターから新規で選出された。中間支援法人として、市内のNPO法人を支援するNPO法人である。今後、生涯学習に関してNPO法人の役割も増えてくるかと思うので、この立場からお話しさせていただければと思う。普段はグリーンプラザの1階にあるNPO活動センターにいる。
- 住吉町に住んでいる。中河原駅も近く、閑静なところ。皆さんと勉強していきたい。
- 国際交流サロンに、金曜日の夜7時から9時まで、18年間、ボランティアで協力している。生涯学習審議会は初めてだが、何かお役にたてればと思っている。住吉町の事務所で、安全・環境に関わる仕事をしている。
- 西府町在住で、文化連会計をしている。個人的には熊野神社古墳保存会の受付などして、地域に貢献したいと参加している。
- 人権擁護委員をしている。人権擁護委員の仕事でいろいろな方と接触していると、生涯学習・社会教育で豊かになることが苦しんでいる方を救える道ではないかと思ひ、参加させていただいている。
- 自主グループから選出されている。社会教育の第一歩に自主グループがなり得るのではないかと思っている。この活動が若年層に伝わっていくと良いと考えている。
- 民生委員をしている。区域は天神町2丁目、美術館付近を担当している。生まれも育ちも府中。
- 学識経験者として選出されている。青山学院大学で30数年間教授を務め、現在は姫路獨協大学と韓国の国立大学の特任教授を務めている。姫路市の観光大使も務めており、一昨日、一昨昨日と姫路にいて、黒田官兵衛のゆるキャラと並んでいるところを神戸新聞に写真を撮られた。府中市には50数年在住しており、いろいろな仕事をしてきたが、今回もよろしくお願ひしたい。

- 3年前、生涯学習センターで開催されたファシリテーターの養成講座を受講した。その代表として参加させていただく。
- 前市長就任のころに府中に移り、12年間在住している。生涯学習センター内でボランティア活動を続けているが、今年からは学習センターが市の直営から指定管理者制度に移ったので、話をよく聞きながら、皆さんのご意見を聞きながらやっていきたいと考えている。

(5) 正副会長選出

前期に引き続き、正会長に芝委員が、副会長に三宅委員が全員一致で再任された。

5 連絡事項

配布資料の確認

- ・生涯学習審議会委員名簿
- ・府中市生涯学習審議会条例
- ・府中市生涯学習審議会条例施行規則
- ・みんなの生涯学習 NO, 1 1 1
- ・第5期生涯学習審議会経過
- ・第5期生涯学習審議会答申書
- ・委任状

- 3月11日に、正副会長と事務局とで教育長を訪問し、第5期生涯学習審議会答申書を渡した。答申の詳しい内容については、配布資料を後程ご覧いただきたい。

6 審議事項

(1) 社会教育委員の選出について

以下のとおり意見交換が行われた。

[意見の趣旨] ■ : 委員 ➡ : 事務局

- 事務局より社会教育委員の説明をお願いします。
- ➡ 社会教育委員は社会教育法を根拠としており、社会教育に関する事項について協議し、様々な研修や総会に参加していただくことで深めた知識を、市の社会教育に還元していただく立場の委員である。府中市生涯学習審議会条例第7条には「審議会に社会教育分科会を置き、社会教育法第13条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項について調査審議する。」
「社会教育分科会の委員は、社会教育法第15条第1項の規定により置く府中市社会教育委員とし、府中市社会教育委員の定数は8人以内と、任期は第4条の委員の

任期とする。」ことが定められている。今回選出された委員のうち、8名の方に社会教育委員を兼任していただきたい。公募委員の任期は2年と限られているので、優先的にお願いしたい。再任の委員も積極的に引き受けていただきたい。

大きな大会は、4月の定期総会、12月の合流研修会の年間2回。その間にブロック研修会がある。10・11月に全国大会と関東甲信越大会があるが、自費参加となるので、参加は任意となっている。

- 今年の全国大会の会場は、三重県の伊勢市を予定している。全国の様々な事例を勉強してくるのも、府中市の社会教育にとって意義のあることだと思う。
- ➡ 府中市における社会教育委員の仕事としては、スポーツの補助金の審査等もある。
- 社会教育委員として勉強してみようという方、立候補は挙手をお願いする。
- ➡ 立候補は50音順に、木内委員、澤井委員、茂田委員、設楽委員、芝委員、鈴木委員、三宅委員、山内委員の8名でよいか。→全員一致
- 社会教育委員以外にも、ブロック研修会などで協力していただくことがあるので、よろしくお願いしたい。

(3) 都市社連協定期総会 出席者について

- 事務局より説明をお願いします。
- ➡ ただいま選出された社会教育委員に、東京都市町村社会教育連絡協議会の総会にご出席いただきたい。日程は4月20日土曜日の午後1時から、稲城市中央文化センターホールで開催される。欠席される場合は委任状をご提出いただきたい。社会教育委員には、会場への交通案内や、総会の議案書の案をお配りするので、事前にご確認いただきたい。

東京都市町村社会教育連絡協議会を略して、都市社連と呼んでいる。都内で区部を除く自治体を5つのブロックに分け、府中市は第5ブロックに所属している。第5ブロックは府中のほか調布・三鷹・武蔵野・狛江・小金井の6市で構成している。このブロックは良好な関係を築いており、懇親会等も開催している。

この定期総会のほかに、日程が決まっている会議を案内する。社会教育委員の全国大会については10月23日～25日に三重県で、関東甲信越大会は11月14日・15日に栃木県で開催される。都市社連協の交流大会は12月7日に、羽村市の「ゆとりぎ」という生涯学習施設で開催される。ブロック研修会については決定していないが、概ね10月～11月に開催される。

- ブロック研修会は生涯学習審議会委員全員が参加するので、10月～11月の日程を早くお知らせいただくようお願いしたい。

(4) 今後の進め方について

- 次回の審議会では教育長から諮問を受ける予定になっており、その後でいろいろと考えることが出てくるとは思うが、今日と同じ時間で、このように進めたら良い、このような資料があると良い、などの意見があれば次回の参考に聞かせていただきたい。
- 社会教育委員の活動とは、現実的にどうすればよいか。自主グループ選出の委員ならやることもあるが、公募委員の立場ではどうか。勉強会を1日でも開けないかと考えている。生涯学習審議会委員になっても、社会教育委員が何をすれば良いか把握しにくいので、それを払しょくするためにも、審議会とは別に1日でも勉強会を開けないかと考えているが、いかがだろうか。
- 生涯学習審議会委員と社会教育委員のどういうところが重なっていて、どういうところが違うかが分からない。どなたかが説明してくれるなら結構だと思う。
- 生涯学習審議会委員のなかから社会教育委員の役割を多少持つということで、8人が任命されている。生涯学習審議会の15人は府中市の生涯学習の問題について審議する。審議にあたって、色々な知識をもつ必要があるため、社会教育委員になって新しい知識を得る。
- 市民の間に入って生涯学習を進めることも必要ではないかと考えている。生涯学習センターで活躍されている委員もいらっしゃるが、学習センター内で生涯学習の講座を企画したり、バックアップなどされている。同じように、新たに委員になった方々も、こんなことが必要なんだ、という取り組みをしていただいた方がより良い活動ができるのではないかと思います、勉強会の提案をさせていただきました。
- 社会教育全体のことや、委員会の成り立ちなどを勉強する、知識のバックアップをする場があれば良いと思う。
- 初めての方は戸惑うこともあると思う。私も社会教育委員になり、色々な行事に行かせていただいて、お話を伺い、審議会に出席した感想を報告するということをしてきた。社会教育委員としては、本当にそれだけで良いかとは思っていた。勉強することは良いと思う。
- 過去、どんな進め方をしてきたか、参考に伺いたい。
- 諮問を受け、審議を重ねてきた。生涯学習センターに指定管理者制度を導入するにあたり、他市の状況を調査するなど、諮問に応じて動いてきた。
- フリートーカーか、テーマを決めて話し合うのか、そのあたりはどうか。
- ➔ 資料4に、答申までの2年に渡る経過・主な内容をまとめているので、ご覧いただきたい。前期における1年目の第3回・第4回では各委員の選出母体について理解するために説明している。ブロック研修会の事例発表内容の検討や調布市・武蔵

野市への視察を経て、2年目には答申の作成に取り組んでいる。

- 10年計画の折り返しという話があった。今までどういう積み重ねがあって、その上にこれをやらなければならない、ということはあるのか。諮問を受けてただ応えれば良いのか。10年計画の流れの中で、ここまでは結論が出た、それを踏まえた諮問、積み重ねをするのであれば良いと思う。そういった形ではないのか。
- ➡ 次回に予定している諮問を受けて、年間を通して答申を作成していただくのが大きな流れとなる。一方、委員がお話になったように、第2次生涯学習推進計画という10年計画が、来年度に中間を迎える。そこで、過去の5年間でどうだったかという検証を加える必要があると考えている。委員の皆さんには答申とは別に、今の推進計画の課題を事務局が整理し、それに対してご意見をいただきたい。生涯学習推進計画の振り返りと今後の取り組みという形で現行計画を検証し、新しいステップに進めるために、答申を活かしていきたいと考えているので、よろしく願いしたい。

社会教育委員については、社会教育法に社会教育委員の意見を聞く、という条項があるため、社会教育委員の会議を設ける必要がある。生涯学習審議会のなかで一部の委員に兼任していただき、法律的なこともクリアしている。平成15年に審議会を設立した際に広島で先行していた形態を参考に取り入れた。このとき、生涯学習に関わる会議が3つあったが、効率的に審議・運営するために一本化し、府中市の生涯学習に関する道筋をつけるという意味合いで府中市生涯学習審議会を設立した。併せて、担当課も2つにわかれていたものを、1課にまとめたという経緯がある。

提案だが、諮問を受けた後の時間を利用して、今までの経緯や生涯学習の現状を振り返るのにあてても良いかと思う。

- それでは、次回はそのような進め方をするとして、今回はフリートークでこのことについて話してはどうか。
- 生涯学習審議会は3つの会議がまとまってできたもの、社会教育法に基づくなどと話があったが、社会教育法自体がよく分かっていない。基本的なところから説明してもらいたい。
- ➡ 社会教育法自体は、社会教育のことを総括しているもので、公民館や社会教育関係団体とは何か、行政としてはどのようなことをしなければならないか、社会教育に関わる専門職員の配置などについて定められている。

生涯学習審議会委員は本来、都道府県単位で設置される会議なので、生涯学習審議会という名称は、ほかの自治体ではあまり使われていない。

組織体制も、自治体によって異なる。市長部局の課が担当する市と、教育委員会

部局の課が担当する市がある。府中市は早い段階で一本化した。社会教育の課と生涯学習の課が別々という市もある。

生涯学習の概念は、一生涯の教育であり、大変広い。家庭教育・学校教育を除く教育が社会教育だが、生涯学習はすべてを含んでいる。

- ➡ 社会教育法には公民館、図書館、博物館といった施設について定めている。施設にはそれぞれ図書館法、博物館法などの個別の法律があるが、公民館法という単独の法律はない。このようなことも含めて、次回の資料にまとめたい。
- 教育委員会から辞令を受けた。対して、担当課は市長部局である。これはどう整理しているのか。
- ➡ 平成20年度から、教育委員会の仕事を市長部局が補助執行するという形で担当している。
- ➡ 地方自治法の中に「補助執行」「委任」があり、教育委員会の仕事の一部を市長部局に任せることができる。権限については教育委員会が持つが、補助執行ということで市長部局の人間が行っても差し支えない。補助執行できる仕事として、地区公民館に関する事、生涯学習に関する事、文化財に関する事、スポーツに関する事、博物館・図書館・美術館に関する事、青少年音楽団体に関する事がその対象である。委任は、青少年教育に関する事、女性教育に関する事である。
- 実際にやっている業務は、市長部局が多いということだと理解した。
- 前にも話したが、地区公民館が希薄な状況になっている。コミュニティ協議会に健康体操の代表として出席していて、教養の分野が希薄になっていると感じている。コミュニティ協議会の中に、新任の生涯学習審議会委員を送って、実態を見ていただいてはどうか。
- 各センター内にコミュニティ協議会があるが、ある日我々が出ていって要望を伝えても、聞いてもらえる状況ではない。入れる雰囲気をつくってくれる課がなくてはできない。ほかの団体も突然入ってきてなんだ、という反応になる。文化センターには市民活動支援課が管轄する部分と生涯学習スポーツ課が管轄する部分があり、一部は重なっているようだが、実態がよく分からない。
- ➡ コミュニティ協議会は、自主グループの代表だけではなく、文化センター圏域の自治会長や老人クラブの会長など、地域の役員といえる方がコミュニティのあり方を話し合う場である。
- コミュニティ協議会の上部組織はあるのか。
- ➡ コミュニティ協議会の会長会がある。
- 府中市には文化センターが11館あり、それぞれにコミュニティ協議会がある。
- 文化センターも複合施設なので、どんな働きを持っているか、学びなおしてもいい

いかもしれない。

- ➡ 条例では、文化センター条例という単独の条例はなく、公民館、児童館、高齢者福祉館、図書館という各種施設の条例を複数合わせて運用している。会議室、料理講習室、講堂、和室などが公民館の部分にあたる。また、現場の職員は市民活動支援課に所属している。こうしたことを次回話してはどうか。
- 文化センター条例はないということだが、公民館条例があり、それは社会教育法に基づいているということか。
- 市によっては公民館が単独で1つだけあるところもあり、複合施設で何か所もあるところもある。
- いろいろと話題を出していただいた。次回に勉強しなければならないことが出てきたので、次回、諮問の後で皆さんと話し合いたい。

7 その他

(1) 次回の審議会について

5月27日（月）午後2時～4時 府中駅北第2庁舎

※基本的には、8月・12月を除く最終月曜日に開催する。